

# 利用上の注意

経済産業省は2025年6月1日現在で経済産業省企業活動基本調査を実施し、調査結果として速報をとりまとめた。本調査の概要及び統計表の利用上の注意は以下のとおりである。

## I. 調査の概要

### 1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査の根拠法規

本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査であり、経済産業省企業活動基本調査規則(平成4年通商産業省令第56号)によって実施する。

### 3. 調査の方法

対象企業に調査票を配布し、対象企業が記入して提出する郵送調査又はオンライン調査にて実施。

### 4. 調査の期間・期日

最近決算期の数値について、2025年6月1日現在で実施した。企業数、資本金額又は出資金額、事業組織及び従業者数については2025年6月1日現在、それ以外の項目については最近決算期(最近決算期1年間又は最近決算期末)の実績により調査している。

### 5. 調査の対象及び範囲

日本標準産業分類の次に掲げる分類に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上かつ資本金額又は出資金額3000万円以上のもの(以下「調査企業」という。)

#### [対象となる分類]

- ① 大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業
- ② 大分類E－製造業
- ③ 大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業(中分類 35－熱供給業及び中分類 36－水道業を除く。)
- ④ 大分類G－情報通信業(別表に掲げるもの)
- ⑤ 大分類I－卸売業、小売業
- ⑥ 大分類J－金融業、保険業(別表に掲げるもの)
- ⑦ 大分類K－不動産業、物品賃貸業(別表に掲げるもの)
- ⑧ 大分類L－学術研究、専門・技術サービス業(別表に掲げるもの)
- ⑨ 大分類M－宿泊業、飲食サービス業(別表に掲げるもの)
- ⑩ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業(別表に掲げるもの)
- ⑪ 大分類O－教育、学習支援業(別表に掲げるもの)
- ⑫ 大分類R－サービス業(他に分類されないもの)(別表に掲げるもの)

＜別表＞

G－情報通信業	日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業及び小分類392-情報処理・提供サービス業、中分類40-インターネット附隨サービス業、細分類4111-映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)、細分類4112-テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)、細分類4113-アニメーション制作業、小分類413-新聞業及び小分類414-出版業
J－金融業、保険業	日本標準産業分類に掲げる小分類643-クレジットカード業、割賦金融業
K－不動産業、物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類70-物品賃貸業(小分類704-自動車賃貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)及び細分類7099-他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く)
L－学術研究、専門・技術サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類71-学術・開発研究機関、小分類726-デザイン業、中分類73-広告業、中分類74-技術サービス業(他に分類されないもの)のうち小分類743-機械設計業、小分類744-商品・非破壊検査業、小分類745-計量証明業、小分類746-写真業及び小分類749-その他の技術サービス業
M－宿泊業、飲食サービス業	日本標準産業分類に掲げる中分類76-飲食店(細分類7622-料亭、小分類765-酒場、ビヤホール及び小分類766-バー、キャバレー、ナイトクラブを除く)、中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業
N－生活関連サービス業、娯楽業	日本標準産業分類に掲げる中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業(小分類785-他の公衆浴場業は除く)、中分類79-他の生活関連サービス業(小分類791-旅行業及び細分類7999-他に分類されない他の生活関連サービス業は除く)、小分類801-映画館、小分類804-スポーツ施設提供業(細分類8041-スポーツ施設提供業(別掲を除く)を除く)及び小分類805-公園、遊園地
O－教育、学習支援業	日本標準産業分類に掲げる細分類8245-外国語会話教授業及び細分類8249-他の教養・技能教授業のうちカルチャースタジオ(総合的なもの)
R－サービス業(他に分類されないもの)	日本標準産業分類に掲げる中分類88-廃棄物処理業、中分類90-機械等修理業(別掲を除く)、中分類91-職業紹介・労働者派遣業、中分類92-他の事業サービス業(小分類922-建物等維持管理業、小分類923-警備業及び細分類9295-ペストコントロール業を除く)

## II. 統計表の作成及び利用上の注意

### 1. 企業の産業分類とその決定方法

#### (1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は、事業所に対して適用する日本標準産業分類を適用しているが、同分類を機械的にあてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業、各種商品小売業及び各種物品賃貸業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査では、この3つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、繊維品卸売業、石油・鉱物卸売業、産業機械器具卸売業などに分類され、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣服・身の回り品小売業や飲食料品小売業などに、「総合リース業」は産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業などに分類されている。

#### (2) 企業の属する産業の決定方法

- 1) 本調査では、企業の売上高を、①鉱產品の販売、②製造品の販売、加工賃収入、③電気・ガス事業収入、④情報通信事業収入、⑤卸売・小売の売上、⑥クレジットカード業、割賦金融業事業収入、⑦物品賃貸業事業収入、⑧学術研究、専門・技術サービス業事業収入、⑨飲食店売上、⑩生活関連サービス業、娯楽業事業収入、⑪個人教授所収入、⑫サービス事業収入、⑬その他の事業収入に分けて、これらを①～⑬ごとに合算し、最も売上高の大きいもので大分類(「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス業」、「情報通信業」、「卸売業」、「小売業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「個人教授所」、「サービス業(そ

の他のサービス業を除く)」、「サービス業(その他のサービス業)」、「その他の産業」)を決定している。

2) その大分類の中において、売上高の小分類ベースでの売上高を比較し、最も大きい販売品目(事業収入)で産業(小分類)を決定している。

## 2. 用語

- (1)「合計」は「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「電気・ガス業」、「情報通信業」、「卸売業」、「小売業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「個人教授所」及び「サービス業(他のサービス業を除く)」の計であり、「サービス業(他のサービス業)」及び「その他の産業」を含んでいない。
- (2)「サービス業(他のサービス業を除く)」は、廃棄物処理業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業、デイスプレイ業、テレマーケティング業、その他の事業サービス業の計である。
- (3)平成22年調査より分類番号「411 映画・ビデオ制作業(アニメーション制作業を含む)」から「418 テレビジョン番組制作業」を分割した。ただし、集計上は、「映画・ビデオ制作業(※)」、「411 映画・ビデオ制作業(※)」と表章し、「411 映画・ビデオ制作業(アニメーション制作業を含む)」と「418 テレビジョン番組制作業」の計としているため、前年度比較を可能としている。
- (4)「常時従業者数」とは、有給役員、常用雇用者(正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者)をいう。
- (5)「うち、無期雇用者」とは、常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用している人(定年まで雇用される場合を含む)をいう。有給役員は含まない。
- (6)「うち、有期雇用者(1か月以上)」とは、常用雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用している人をいう。
- (7)「他企業等への出向者」とは、主として出向元企業で給与を支払っている(主として負担している)国内及び海外の親会社、子会社・関連会社等への出向者をいう。
- (8)「臨時雇用者」とは、1か月未満の期間を定めて雇用している者及び日々雇い入れている者をいい、常時従業者には含まれない。
- (9)「(受入れ)派遣従業者」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま派遣先企業と当該労働者派遣事業主との契約をもとに、派遣先企業の指揮命令を受けて、派遣先企業の業務に従事させている従業者をいい、従業者数計には含まない。
- (10)「子会社」とは、ある会社が50%超の議決権を所有する当該会社をいう。また、その子会社又はその親会社とその子会社合計で50%超の議決権を所有する当該会社(みなし子会社)及び50%以下であっても経営を実質的に支配している場合も含む。
- (11)「関連会社」とは、ある会社が20%以上50%以下の議決権を直接所有する当該会社をいう。また、15%以上議決権を所有していること等により、重要な影響を与えることができる会社を含む。

## 3. 数値

- (1)企業数、資本金、事業組織及び従業者数については2025年6月1日現在、それ以外の項目については最近決算期(最近決算期1年間又は最近決算期末)の数値である。
- (2)各項目の数値・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているので、合計と一致しない場合がある。また、金額は原則として百万円単位で表章している。

(3)「常時従業者数」の内訳(「うち無期雇用者」+「うち有期雇用者(1か月以上)」)と計は一致しない。一致しない人数には、有給役員等が含まれている。

(4)統計表中の記号の「\*\*\*」は集計値がないもの、「0」は四捨五入した結果、単位未満となったものである。また、「x」は個々の報告者が特定される恐れがあるので秘匿したことを示す。

(5)本調査の速報で使用している計算式は以下のとおりである。

- ・営業利益=売上高-営業費用(売上原価+販売費及び一般管理費)
- ・純資産=資本金+資本剰余金+利益剰余金+自己株式+純資産のその他
- ・総資本=負債+純資産
- ・付加価値額=営業利益+減価償却費+給与総額+福利厚生費+動産・不動産賃借料+租税公課

(6)重複した公表内容を整理する観点から、2022年調査より、付表の公表を取りやめた。参考として、以下の項目について、算出方法及び使用する統計表を紹介する。

項目	算出方法	使用する統計表
売上高営業利益率	営業利益÷売上高×100	速報1表、速報6表
売上高経常利益率	経常利益÷売上高×100	速報1表、速報6表
自己資本比率	純資産÷総資本×100	速報1表、速報4表
自己資本当期利益率	当期純利益÷純資産×100	速報4表、速報6表
総資本当期利益率	当期純利益÷総資本×100	速報1表、速報6表
付加価値率	付加価値額÷売上高×100	速報1表
労働分配率	給与総額÷付加価値額×100	速報1表、速報6表
労働生産性	付加価値額÷常時従業者数	速報1表
	※2022年調査以降は分子と分母で調査時点が異なることに留意	

#### 4. 回収状況

	2025年調査(速報)	2024年調査(確報)
調査対象企業数	39,970社	41,991社
回収企業数	36,127社	37,695社
回収率	90.4%	89.8%
有効回答企業数	33,998社	34,739社

#### 5. 調査結果に対する留意点

(1)各項目の集計に当たっては、有効回答のみを集計したため、項目によっては回答企業数にばらつきが生じている。

(2)2022年調査より、以下の点が変更になっているため、過去の調査結果と単純比較ができないことに留意された。

①母集団名簿を「前回の経済産業省企業活動基本調査の結果に基づき対象企業を選定した名簿」から「事業所母集団データベース」に変更した。

②調査の基準となる期日を「毎年3月31日現在」から「毎年6月1日現在」に変更し、記入内容を「直近年度(2021年調査であれば2020年度)の決算期の数値(困難な場合は最寄りの決算期の数値)」から「最近決算期(最近決算期1年間又は最近決算期末)の数値」に変更した。そのため、企業数、資本金額又は出資金額、事業組織及び従業者数については6月1日現在、それ以外の項目については最近決算期(最近決算期1年間又は最近決算期末)の実績により調査している。

③消費税の取扱いについて「原則、消費税込(会計処理上税込で回答することが困難な場合は税抜)での回答」から「調査回答企業の経理処理に基づいた回答」に変更している。なお、集計値は税抜と税込が混在した結果となっている。参考値として、売上高について消費税抜推計値を公表している。

(3)経済産業省企業活動基本調査における資本金5億円以上の企業で、かつ財務省「法人企業統計年次別調査票」を提出した企業については、「資産・負債及び純資産」、「売上高及び費用等」の一部について、財務省の同調査データを活用している。

(4)常時従業者の調査項目名については、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」の改定に沿って、2018年及び2023年に以下の見直しを行った。時系列比較の際には留意されたい。

	2017年調査以前	2018年～2022年調査	2023年調査以降
調査項目名	「うち、正社員・正職員」	「うち、無期雇用者」	
	「うち、パートタイム従業者」	「うち、正社員・正職員以外(パート・アルバイトなど)」	「うち、有期雇用者(1か月以上)」

(5)2024年調査より、日本標準産業分類の改定に伴い、売上高の内訳における小売電気、小売ガスがある場合の分類番号について、小売電気は全て331、小売ガスは全て341に変更している。

2023年調査以前		2024年調査以降	
発電・送配電事業者が行う小売電気の売上	331	小売電気の売上	331
発電・送配電事業者以外が 行う小売電気の売上	559		
ガス製造・ガス導管事業者が行う小売ガスの売上	341	小売ガスの売上	341
ガス製造・ガス導管事業者 以外が行う小売ガスの売上	559		
	609		

6. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「2025年経済産業省企業活動基本調査速報」による旨を記載すること。

## 7. お問合せ先

本件につき、質問等があれば下記宛てにお問い合わせのこと。

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ 構造・企業統計室

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03(3501)1511 内線2904

E-Mail bz1-qqcebh■meti.go.jp

(■を@に置き換えてください。)

資料掲載(インターネット) <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/index.html>